

市営住宅敷地等広告掲出仕様書

1 掲出可能な屋外広告物

物件 番号	物件名	所在地	土地 面積	最大広告寸法(m) 高さ×幅
1	辻ヶ丘住宅	東坂元 2 丁目 41 番	3 m ²	高さ 4 m×幅 3 m
2	下伊敷住宅	下伊敷 1 丁目 15 番	1. 5 m ²	高さ 4 m×幅 1. 5 m
3	下伊敷住宅	下伊敷 1 丁目 15 番	3 m ²	高さ 4 m×幅 3 m
4	真砂本町住宅	真砂本町 5 番	2. 5 m ²	高さ 2 m×幅 2. 5 m
5	真砂本町住宅	真砂本町 5 番	3 m ²	高さ 4 m×幅 3 m
6	宇宿 (六丁目) 住宅	宇宿 6 丁目 1 番	1. 5 m ²	高さ 3 m×幅 1. 5 m
7	宇宿 (六丁目) 住宅	宇宿 6 丁目 1 番	2 m ²	高さ 4 m×幅 2 m
8	宇宿 (六丁目) 住宅	宇宿 6 丁目 1 番	2 m ²	高さ 4 m×幅 2 m
9	紫原住宅 (A)	紫原 6 丁目 14 番	2. 5 m ²	高さ 3 m×幅 2. 5 m
1 0	紫原住宅 (A)	紫原 6 丁目 14 番	1. 5 m ²	高さ 2. 5 m×幅 1. 5 m
1 1	紫原住宅 (A)	紫原 2 丁目 6 番	1. 5 m ²	高さ 3 m×幅 1. 5 m
1 2	紫原住宅 (A)	紫原 2 丁目 6 番	2 m ²	高さ 4 m×幅 2 m
1 3	紫原住宅 (A)	紫原 2 丁目 6 番	1 m ²	高さ 3 m×幅 1 m
1 4	紫原住宅 (B)	紫原 1 丁目 5 番	2 m ²	高さ 4 m×幅 2 m
1 5	紫原住宅 (D)	紫原 1 丁目 20 番	3 m ²	高さ 3 m×幅 3 m
1 6	玉里団地住宅	玉里団地 3 丁目 46 番	2. 5 m ²	高さ 3 m×幅 2. 5 m
1 7	玉里団地住宅	玉里団地 3 丁目 47 番	2. 5 m ²	高さ 3 m×幅 2. 5 m
1 8	玉里団地住宅	玉里団地 3 丁目 47 番	3 m ²	高さ 4 m×幅 3 m

2 屋外広告物掲出の仕様等

- (1) 受注者は、貸付物件と発注者の管理物件との境界を明確にして、屋外広告物を掲出しなければならない。
- (2) 屋外広告物の脚部は、基礎コンクリート等で地盤に定着させなければならない。
- (3) 屋外広告物の全高は、地面から4m以下でなければならない。
- (4) 屋外広告物には、赤色ネオンサイン、点滅する電気照明、回転灯、電光掲示板を使用してはならない。
- (5) 受注者は、屋外広告物の設置工法を示した図面を提出しなければならない。
- (6) 屋外広告物の掲出にあたっては、安全に設置しなければならない。
- (7) 屋外広告物の掲出に係る工事費用については、受注者が負担しなければならない。
- (8) 契約期間終了後、事業者変更がある場合は広告物の引継ぎを当事者間で行うこと。

3 屋外広告物の表示内容に関する留意事項

表示について	上部・下部いずれかの隅に「 広告 」と表示すること。 (縦3センチメートル×横5センチメートル)
掲出が望ましくない業種又は業者、内容	鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、市営住宅敷地等広告掲出募集要領の別表による。 <u>※掲出する屋外広告物は、市営住宅に設置するものであり、社会的に信用度の高い情報でなければならないことから、業種又は業者、内容については、周辺景観に配慮するものとし、市民感情に悪影響を及ぼす恐れがあるものについては掲出できないものとする。</u> その他以下に掲げる屋外広告物は掲出できない。 ・死亡に関する内容の広告（例：墓地、葬儀場の案内等）
その他	鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、市営住宅敷地等広告掲出募集要領を遵守すること。

4 広告内容審査のための書類提出

1	掲出予定の屋外広告物については、掲出の1か月前までに、市営住宅敷地等広告掲出申込書及び掲出予定の原稿（データ）を提出すること。
2	既に掲出した広告内容を変更する場合は、変更掲出開始予定日から1か月前までに、市営住宅敷地等広告内容等変更申込書及び変更予定の原稿（データ）を提出すること。

5 屋外広告物の維持管理責任

- (1) 受注者は、敷地管理及び屋外広告物管理その他屋外広告物掲出に必要な物件管理を適切に行わなければならない。
- (2) 屋外広告物掲出箇所周辺の住環境が平穏に保たれるよう物件管理上適切な対策を講じるとともに発注者の指示に従わなければならない。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への申請、検査等が必要な場

合は遅滞なく手続き等を行わなければならない。

- (4) 屋外広告物の掲出後は、定期的に安全面に問題がないか確認するよう努めなければならない。
- (5) 屋外広告物掲出に係る問合せ及び苦情等については、苦情時等の連絡先を明記し、受注者の責任において対応しなければならない。
- (6) 苦情等への対応は、速やかに行わなければならない。
- (7) 屋外広告物の掲出によって、第三者に生じた事故が、発注者の責に帰さない事由による場合は、受注者が補償しなければならない。
- (8) 受注者は、屋外広告物を撤去したときは、受注者の責任と負担のもとに原状回復を行い、発注者の確認を受けなければならない。
- (9) 発注者は、発注者の責によることが明らかな場合を除き、屋外広告物掲出に係る汚損事故及び破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。
- (10) 受注者は、屋外広告物が毀損又は汚損したときは、速やかに復旧するものとし、復旧に係る費用は受注者が負担しなければならない。